

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に定める特定事業を実施する民間事業者の選定については、公正性および透明性を確保することはもとより、高度かつ専門的な知見を有する外部有識者等による調査審議を経ることが必要であることから、新たに滋賀県健康医療福祉部PFI事業者選定委員会および滋賀県土木交通部PFI事業者選定委員会を設置するため、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県健康医療福祉部PFI事業者選定委員会および滋賀県土木交通部PFI事業者選定委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則および付則 省略					本則および付則 省略				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
1 知事の附属機関					1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期	名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期
省略					省略				
滋賀県文化 スポーツ部 PFI事業 者等選定委 員会	知事の諮問に応じて 文化スポーツ部の所 管に属する特定事業 （民間資金等の活用 による公共施設等の 整備等の促進に関す る法律（平成11年法 律第117号）第2条第 2項に規定する特定 事業をいう。）（同 法第7条の規定によ り選定されたものに 限る。）を実施する 民間事業者の選定 （同法第8条第1項 に規定する民間事業 者の選定をいう。）	8人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮問 に係る調 査審議が 終了する までの期 間	滋賀県文化 スポーツ部 PFI事業 者等選定委 員会	知事の諮問に応じて 文化スポーツ部の所 管に属する特定事業 （民間資金等の活用 による公共施設等の 整備等の促進に関す る法律（平成11年法 律第117号）第2条第 2項に規定する特定 事業をいう。 <u>以下同 じ。</u> ）（同法第7条 の規定により選定さ れたものに <u>限る。</u> <u>以 下同じ。</u> ）を実施す る民間事業者の選定 （同法第8条第1項 に規定する民間事業	8人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮問 に係る調 査審議が 終了する までの期 間

に関する事項および当該特定事業が公の施設の整備等に関する事業である場合において、併せて当該公の施設の指定管理者の選定をしようとするときにおける当該選定に関する事項について調査審議すること。				
--	--	--	--	--

省略

滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて健康医療福祉部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
----------------------	---	------	------------------------------------	-----------------------

(新設)				
------	--	--	--	--

者の選定をいう。以下同じ。)に関する事項および当該特定事業が公の施設の整備等に関する事業である場合において、併せて当該公の施設の指定管理者の選定をしようとするときにおける当該選定に関する事項について調査審議すること。				
--	--	--	--	--

省略

滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会	知事の諮問に応じて健康医療福祉部の所管に属する公の施設の指定管理者の選定に関する事項について調査審議すること。	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
----------------------	---	------	------------------------------------	-----------------------

滋賀県健康医療福祉部PFI事業者選定委員会	知事の諮問に応じて健康医療福祉部の所管に属する特定事業を実施する民間事業者の選定に関する事	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期
-----------------------	---	------	------------------------------------	----------------------

省略				
滋賀県土木 交通部建設 工事等総合 評価審査委 員会	知事の諮問に応じて 県が発注する土木交 通部の所管に属する 建設工事等に係る地 方自治法施行令第 167条の10の2第3 項に規定する落札者 決定基準の策定およ び同条第5項の規定 による落札者の決定 に関する事項につい て審査すること。	30人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	1年
(新設)				
省略				
2および3 省略				

項について調査審議 すること。				
省略				
滋賀県土木 交通部建設 工事等総合 評価審査委 員会	知事の諮問に応じて 県が発注する土木交 通部の所管に属する 建設工事等に係る地 方自治法施行令第 167条の10の2第3 項に規定する落札者 決定基準の策定およ び同条第5項の規定 による落札者の決定 に関する事項につい て審査すること。	30人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	1年
滋賀県土木 交通部P F I事業者選 定委員会	知事の諮問に応じて 土木交通部の所管に 属する特定事業を実 施する民間事業者の 選定に関する事項に ついて調査審議する こと。	8人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮問 に係る調 査審議が 終了する までの期 間
省略				
2および3 省略				